

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
9月1日
(木曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第四百七十六号

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十七年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一一・四四	一六一・四四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並域に阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）阿武郡阿東町	八三・七三	二〇〇・二六
大津地区	長門市	三二七・五一	一一八・九七

二 魚つき保安林

豊浦地区	下関市	三三二・三八	一五二・六五
厚東川、厚狭川	宇部市、美祢市、山陽小野田市、美祢郡美東町及び秋芳町	六〇七・六一	二〇五・一三
榎野川	山口市、吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町	二六六・八六	三三六・九六
佐波川	防府市、佐波郡徳地町	六六八・六三	三二八・九一
徳山地区	下松市、周南市（平成十五年四月二十日に新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に併合）、光市、周南市（平成十五年四月二十日に熊毛郡熊毛町の区域に併合）、熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	三九一・六一	一三五・六二
田布施川、島田川	柳井市、玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町	一〇〇・〇五	一四九・五四
由宇川、柳井川	川国市、玖珂郡和木町、本郷村、錦町、美和町及び美和町	四六七・二八	一〇四・〇六
錦川下流	大島郡周防大島町	六・九八	

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
阿武町	宇部市	〇・一一	周防大島町	一一・六七
萩市	防府市	三・九〇	上関町	九・〇六
長門市	下松市	三・二八	平生町	〇・七二
下関市	周南市	〇・五〇	柳井市	二・〇八
山口県		一三四・七四	岩国市	二・〇六

平成十七年九月二日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）